

特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ まいそる 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ まいそる という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市戸塚区上柏尾町244番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は相互扶助精神に基づき、自立・相互責任・民主主義・自由・公正の理念に基礎をおき、「介護の社会化」の推進及び「地域社会における支えあいの仕組み」の構築をめざし、地域コミュニティの市民力を生かした自己決定・自主管理の働き方をもって、非営利・協同・協働の介護及び生活支援サービス等の事業を行うことで、地域福祉の充実に寄与することを目的とする。
(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業及び介護保険法に基づく第1号事業
- ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ④ 地域福祉事業
- ⑤ その他、第3条の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、運営に責任を持ち参画する個人。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する意思のある個人及び団体。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める加入申込書を理事長に提出して申し込むものとし、理事会の議決を経て、理事長が承認する。ただし、理事会は、特に正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、この定款に違反し、又は法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をしたときには、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。ただしこの場合は、その会員に、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員

(種類と定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事8人以上12人以下
- (2) 監事2人

2 理事のうち、理事長1人、副理事長若干名を置く。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名をした順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めと総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査をすること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、その職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任などに関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) 事務局の組織などに関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は理事長が招集する。ただし第 13 条第 4 項第 4 号の規定による臨時総会は監事が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があった時は、請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ正会員に通知した事項に限られるものとする。

2 総会の議事はこの定款で規定するもののほか、出席した正会員（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された議案の各々について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条については総会に出席したものとみなす。ただし、総会の議事録を作成する際には、出席者数及び議決参加者数の表記において、書面表決又は表決委任をした正会員の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第30条 理事会は、総会の決定に基づき、日常の執行を議決し、その実現を図る。

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を持って招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は第32条第3項の規定によってあらかじめ理事に通知した事項に限られるものとする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された議案の各々について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条の適用については理事会に出席したものとみなす。なお、理事会の議事録を作成する際には、出席理事数及び議決参加理事数の表記において、書面表決をした理事の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人1人が署名、又は記名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により事業年度の開始時点までに当該年度の予算が成立していないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、当該事業年度の予算が成立した場合には、その予算に基づく収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 45 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会で借入限度額を決定しなければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第 49 条 この法人が合併を行うには、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の事務所所在地の掲示場に掲示して行い、併せて官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則) -

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小池 多美恵
副理事長	福島 正子
理事	飯田 裕子
同	伊東 節子
同	宇都宮 充子
同	上條 恵子
同	齋藤 明美
同	庄子 陽子
同	松元 成子
同	森田 道子
監事	横田 克巳
同	福田 泰子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。

附 則

この定款は、2004年3月1日から施行する。

附 則

この定款は、2004年11月28日から施行する。

附 則

この定款は、2005年11月29日から施行する。

附 則

この定款は、2011年7月23日から施行する。

附 則

この定款は、2011年10月20日から施行する。

附 則

この定款は、2014年8月27日から施行する。

附 則

この定款は、2016年8月1日から施行する。